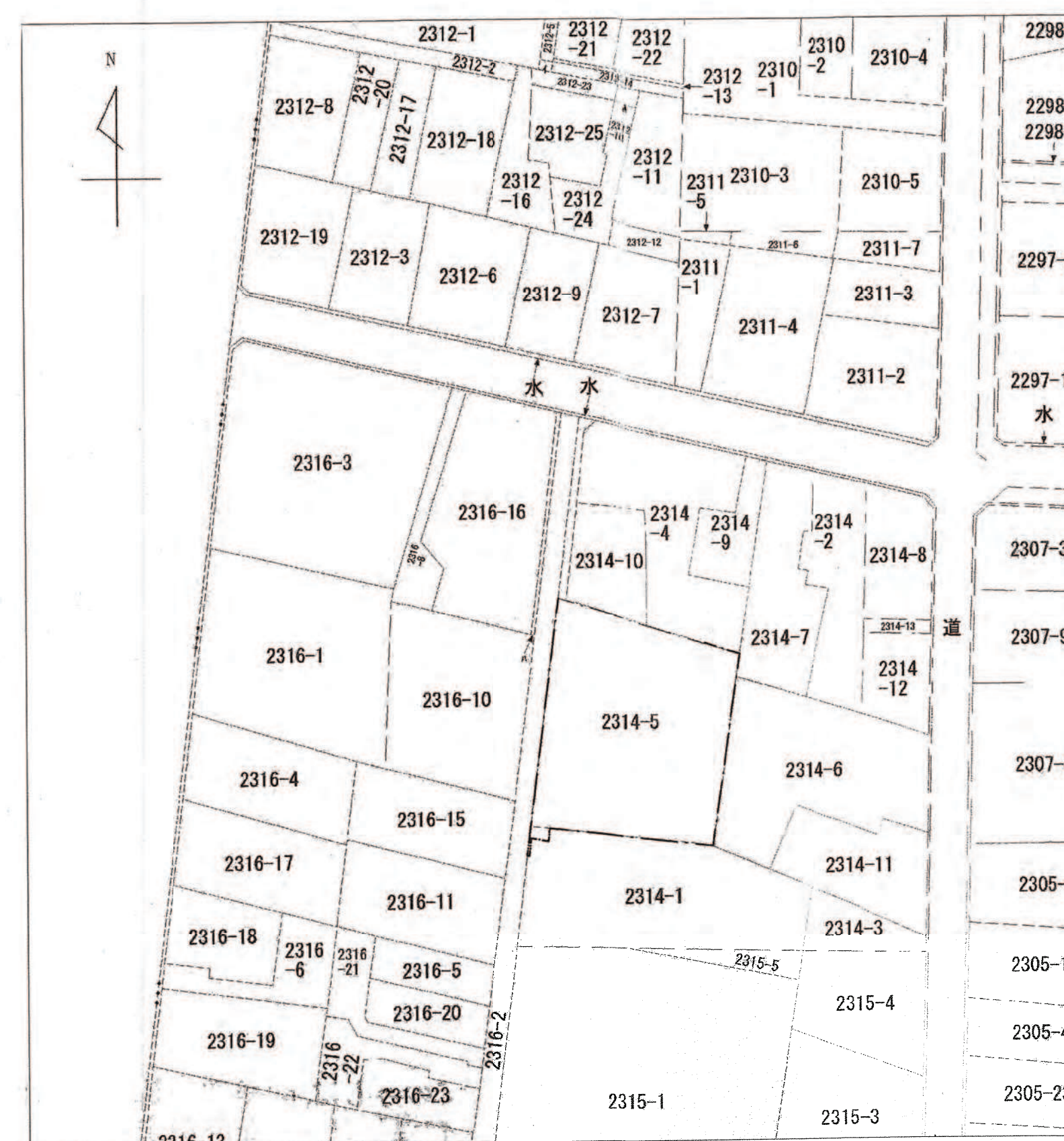


開 発 登 録 簿

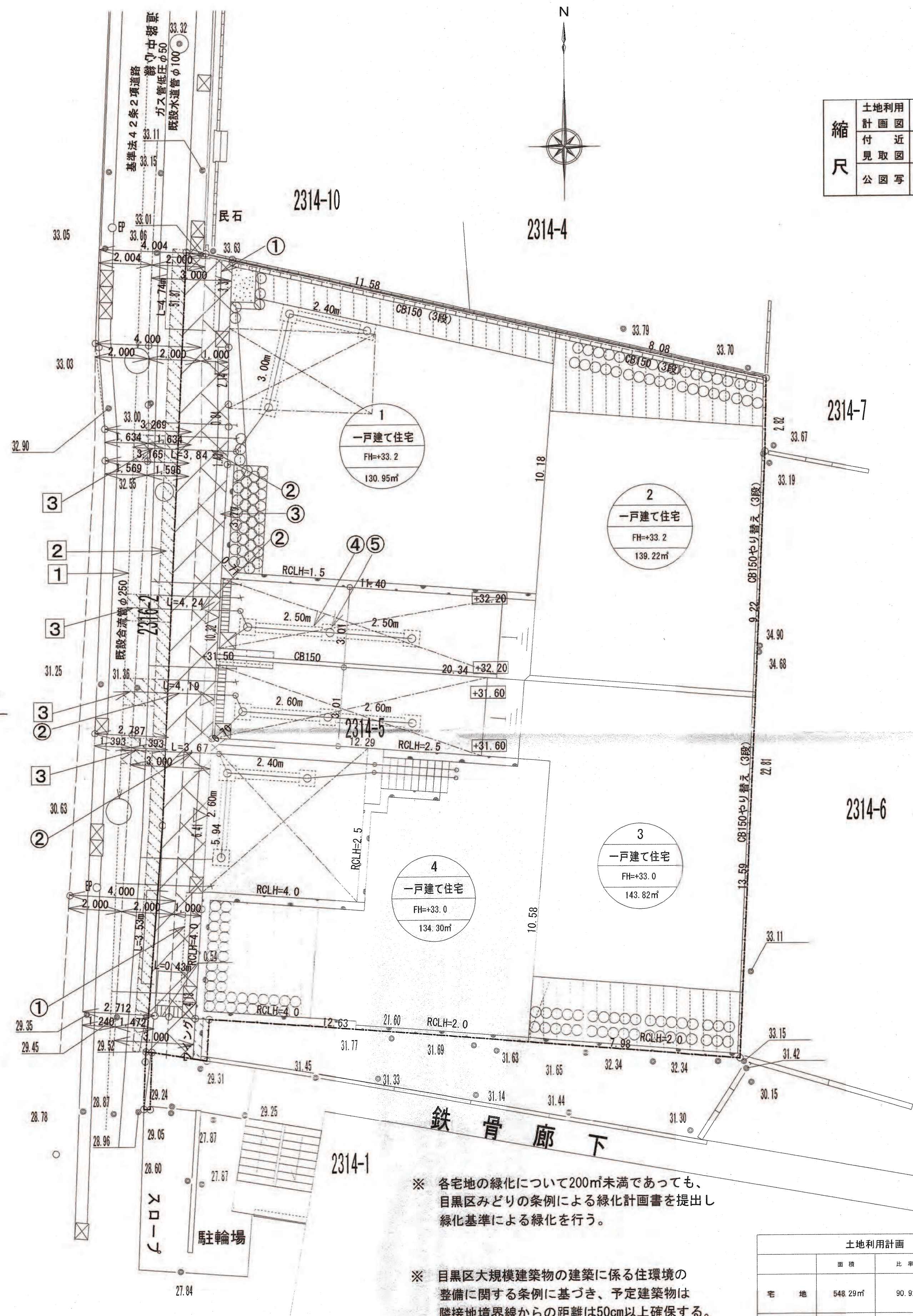


案 内 図
(S=1/2500)

目黒区緑が丘一丁目2314番5の一部、2314番1の一部 (地名地番)
目黒区緑が丘一丁目18番 (住居表示)



公 図 の 写 し
(S=1/600)



土地利用計画図
(S=1/100)

縮 尺	土地利用 計画図	1/100
	付 近 見 取 図	1/2500
	公 図 写	1/600

開 発 登 録 簿 調 書

開 発 許 可 番 号	平成28年11月22日 開 発 行 為 許 可 第28-1-2号 変 更 許 可		
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	目黒区緑が丘一丁目 2 3 1 4 番 5 の 一 部、 2 3 1 4 番 1 の 一 部	開 発 区 域 の 面 積	603.05㎡
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 お よ び 氏 名	横 浜 市 中 区 本 町 4-40 横 浜 第 一 ビ ル 7 階 株 式 会 社 大 藤 不 動 産 代 表 取 締 役 社 長 戸 熊 敦 哉		
工 事 施 行 者 の 住 所 お よ び 氏 名	横 浜 市 泉 区 和 泉 町 6183 番 地 の 1 拓 陵 建 設 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 橋 本 正 和		
予 定 建 築 物 の 用 途	一戸建ての住宅 （4区画）	検 査 済 証 発 行 年 月 日	28年12月14日
		工 事 完 了 公 告 年 月 日	28年12月14日
許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継			
変 更 事 項	・ 変 更 許 可 ・ 開 発 区 域 の 変 更 ・ 排 水 経 路 の 変 更 ・ 擁 壁 （ 重 量 ブ ロ ッ ク 3 段 ） の 設 置		
備 考	開 発 行 為 ： 平 成 28 年 5 月 9 日 第 28-1 号 土 地 の 造 成 行 為 （ 形 質 の 変 更 ）		

公共的施設の整備計画一覧表

		番 号	種 別	概 要		管 理 及 び 保 護				備 考	
				幅員・延長	延長(m)	面積(㎡)	構 造	管理主	施設種別		用地管理主
開発区域内に設置 されるもの	公共施設	①	浸透施設	φ200	8.70		事業主	事業主	事業主	w=200	
		②	下水取付管	φ150	6.62		事業主	事業主	事業主	新設	
		③	L型側溝		27.22		事業主	事業主	事業主	新設	
		④	幅越道路		28.58	30.08	アスファルト舗装	事業主 私道所有者等	事業主 私道所有者等	事業主 私道所有者等	新設
		⑤	浸透トレンチ		23.94			事業主	事業主	事業主	Ⅱ型
区域外に設置され るもの	公共施設	①	浸透井		12.00		事業主	事業主	事業主	Ⅳ型	
		②	下水管	φ250			私道所有者	私道所有者	私道所有者	既存使用	
		③	私道アスファルト		30.20		アスファルト舗装	私道所有者	私道所有者	私道所有者	
		④	下水取付管	φ150	9.30		塩ビ管	私道所有者	私道所有者	私道所有者	新設
		⑤	上水道	φ25	7.8			事業主	事業主	事業主	
その他の施設	公共施設	①	ガス管	φ25	12.0		事業主	事業主	事業主		
		②									

凡 例			
開 発 区 域	赤 色 区域境界線	未 利 用 地	
工 事 関 連 区 域	赤 色 区域境界線	ゴ ミ 置 場	
計 画 高	19.60	駐 車 場	
現 況 高	19.60	掘削復旧範囲	
宅 地 番 号		出 入 リ 口	
用 途		L 型 側 溝	L450、L600
計 画 高 水 面		2 項 後 退 線	
既 設 合 流 排 水		雨 水 樹	
計 画 RC 擁 壁		合 流 入 孔	
計 画 合 流 排 水		法 面	200 ST
計 画 雨 水 排 水		階 段	
給 水 管	φ25	グリーチング側溝	
ガ ス 管	φ25	緑 地	
既 設 道 路		浸 透 側 溝	
2 項 後 退 抵 抗			
開 発 抵 抗			

土地利用計画			
	面積	比率	備 考
宅 地	548.29㎡	90.92%	1宅地 130.95 2宅地 139.22 3宅地 143.82 4宅地 134.30
道 路	52.70㎡	8.74%	セツトバック
ごみ置場	1.27㎡	0.21%	
未利用地	0.79㎡	0.13%	
合 計	603.05㎡	100.00%	
緑 地	70.71㎡		1宅地 17.12 2宅地 17.85 3宅地 18.47 4宅地 17.27
工事関連区域	0.52㎡	100.00%	

※ 各宅地の緑化について200㎡未満であっても、
目黒区みどりの条例による緑化計画書を提出し
緑化基準による緑化を行う。

※ 目黒区大規模建築物の建築に係る住環境の
整備に関する条例に基づき、予定建築物は
隣接地境界線からの距離は50cm以上確保する。